

免許番号 共第61-2号

漁場の位置 たつの市御津町地先

漁場の区域 次の点のうちB、キ、カ、エ、ウ、オ、イ及びEを結んだ線並びにDとCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 姫路市姫路港中川東防波堤東側線基部から南護岸に沿い東へ193メートルの点に設置した標識（北緯34度45.48分、東経134度34.33分）

B たつの市御津町岩見西防波堤基部（北緯34度46.89分、東経134度31.57分）

C 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界（北緯34度45.31分、東経134度28.46分）

D たつの市・相生市界地先君島北端（北緯34度45.17分、東経134度28.53分）

E たつの市・相生市界地先君島南端（北緯34度45.07分、東経134度28.54分）

F たつの市地先沖の唐荷島南端（北緯34度44.38分、東経134度29.59分）

ア Aから173度700メートルの点（北緯34度45.10分、東経134度34.39分）

イ Eから174度500メートルの点（北緯34度44.81分、東経134度28.57分）

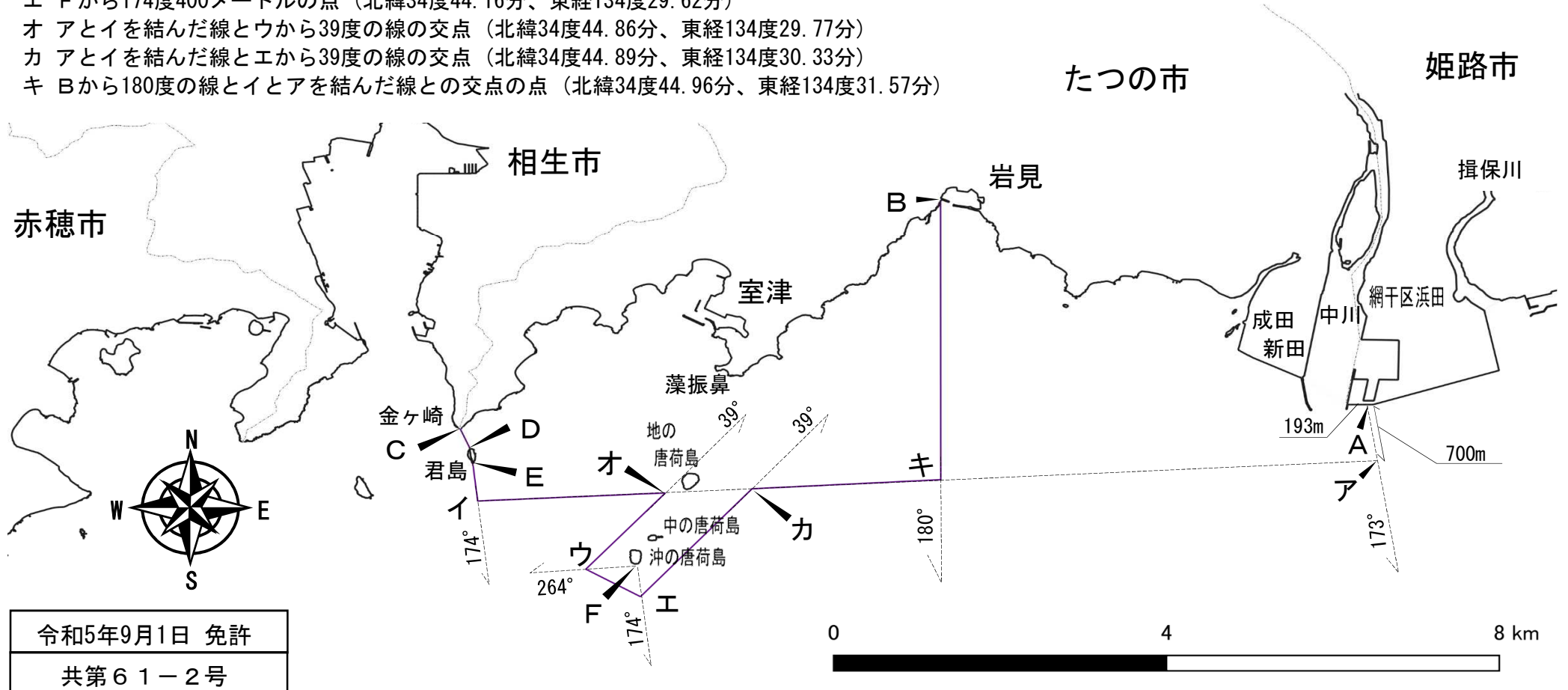
ウ Fから264度500メートルの点（北緯34度44.35分、東経134度29.26分）

エ Fから174度400メートルの点（北緯34度44.16分、東経134度29.62分）

オ アとイを結んだ線とウから39度の線の交点（北緯34度44.86分、東経134度29.77分）

カ アとイを結んだ線とエから39度の線の交点（北緯34度44.89分、東経134度30.33分）

キ Bから180度の線とイとアを結んだ線との交点の点（北緯34度44.96分、東経134度31.57分）



令和5年9月1日 免許  
共第61-2号

表示 番号	表 示										令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		制限又は条件
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期			
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。			
	1	あまのり漁業		11月1日から5月31日まで	1	ばい漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あおのり漁業		11月1日から5月31日まで	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	いぎす漁業		4月1日から11月30日まで	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あおさ漁業		10月1日から4月30日まで	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	おごのり漁		1月1日から12月31日まで	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで	1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで				
1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日まで					
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第61-2号		摘 要					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	たつの市御津町室津493番地の2地先 室津漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		